

富士吉田市長

様

富士吉田市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

私は、富士吉田市移住支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は同勢力と関係を有するものではありません。
- (2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、山梨県及び市から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 次に掲げる要件に該当した場合には、富士吉田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- (4) 私及び世帯員は、過去10年以内に新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・企業・就業型））又はその前歴事業を活用した移住支援金の交付決定を受けていません。（当該支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、当該申請の日から5年以上経過し、かつ、18歳以上となり、当該世帯以外の世帯に係る申請者として申請する場合を除く。）

2 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、市が私と生計を一にする世帯に属する者の住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。
- (2) 富士吉田市移住支援金の申請に伴う審査のために、市が私と生計を一にする世帯に属する者の市税等の収納状況を確認することに同意します。
- (3) 富士吉田市移住支援金の申請に伴う審査のために、市が富士吉田市ふるさと寄附要綱に基づく寄附実績を確認することに同意します。（関係人口（イ）aの場合のみ）
- (4) 富士吉田市移住支援金の申請に伴う審査のために、市が定住促進関連事業等への参加経験を確認することに同意します。（関係人口（イ）cの場合のみ）
- (5) 山梨県及び市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認することに同意します。

申請者	住 所	氏 名
世帯員	氏 名	氏 名
	氏 名	氏 名